

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 6. 1 第 189 回国会第 6 号

6 月 1 日（月）、第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）
- ・安倍内閣総理大臣、上川法務大臣、岸田外務大臣、中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）及び横畠内閣法制局長官に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

岩屋 毅君（自民）

- ・平和安全法制関連法律案による自衛隊の活動原則と同法律案の危機管理策・紛争防止策としての意義を安倍内閣総理大臣に説明いただきたい。
- ・今回の法整備により拡大する自衛隊の任務に関して、自衛隊のリスクを極小化するための法制面及び運用面での措置について、中谷安全保障法制担当大臣に説明いただきたい。
- ・自衛隊が停戦合意前にホルムズ海峡で機雷掃海を行うのはどのような場合なのか、安倍内閣総理大臣に説明いただきたい。

遠山 清彦君（公明）

- ・平和安全法制関連法律案による自衛隊のリスクとその極小化のための措置について、中谷安全保障法制担当大臣に説明いただきたい。
- ・国際平和協力法の改正により可能となる安全確保業務及び駆け付け警護の業務内容を説明いただきたい。
- ・改正国際平和協力法における武器の使用が武力行使にエスカレートしないことを担保する法的な仕組みについて、中谷安全保障法制担当大臣に説明いただきたい。

後藤 祐一君（民主）

- ・平和安全法制の整備によって可能となる活動の実施場所で自衛隊が戦闘行為に巻き込まれるリスクは存在しないのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・中谷安全保障法制担当大臣は、戦闘行為に巻き込まれることはない旨答弁しているが、活動場所での戦闘行為への対処を規定する国際平和支援法案第 7 条第 5 項は、戦闘行為に巻き込まれる可能性があることを前提としているのではないかと。
- ・「我が国への軍事的な波及のない事態は周辺事態に該当

しない」旨の平成 10 年の政府答弁と、周辺事態の概念に関する平成 11 年の政府見解との関係について、政府は統一的な見解を示すべきではないか。

前原 誠司君（民主）

- ・1993 年から 1994 年にかけての北朝鮮による核兵器開発問題への対応策として、米国が北朝鮮の空爆を計画していたことをカーター国防長官が新聞紙上で述懐しているが、中谷安全保障法制担当大臣は当該計画があったことを知っているか。
- ・「国際法上違法な武力攻撃を行う国を我が国は支援しない」とする政府答弁は、仮に北朝鮮の核兵器開発を阻止するために米国が空爆をしていたといった事態に鑑みれば、我が国にとって不都合ではないか。
- ・新ガイドラインでは、周辺事態における協力の対象となる機能及び分野等に関する別表が削除されているが、その理由を中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

玄葉 光一郎君（民主）

- ・重要影響事態安全確保法は日米安保条約の枠を超えたものか否か、政府の見解を伺いたい。
- ・邦人輸送中の米艦の防護等は武力行使に当たるとされているが、新 3 要件に該当すれば他国の領域でも行うことができるのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・存立危機事態における集団的自衛権の行使に関して、新 3 要件に加えて、「武力攻撃を受けた国の要請又は同意」を第 4 要件とすべきと考えるが、岸田外務大臣の見解を伺いたい。

寺田 学君（民主）

- ・新 3 要件を満たすという条件の下で法理上に限って言えば、我が国に直接武力攻撃をしておらず、我が国に対す

る武力攻撃の意思すら有しない国に対しても我が国の武力行使が可能になるのではないかと、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

- ・法理上は我が国に対する直接の武力攻撃の意思すら有しない国に対しての武力攻撃が排除されないとすれば、専守防衛の定義を維持していると言えないのではないかと、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。

細野 豪志君（民主）

- ・誤射などによる業務上過失致死の国外犯処罰規定を整備せずに自衛隊をこれまでよりも厳しい海外の現場に派遣することは、法律の空白が存在することに加えて、場合によっては当該国との外交問題も生じかねないが、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。
- ・近傍等で戦闘行為が発生した場合は自衛隊の活動を中断・休止等することになっているが、重要な任務を担うことになればなるほど途中で自衛隊のみ避難等することはできにくくなるとの自衛官の声を聞いているが、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。
- ・法整備に当たっては国民の幅広い支持を取り付けてほしい旨の多くの自衛官の思いがあると聞いているが、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。

今井 雅人君（維新）

- ・安倍内閣総理大臣は、平成 26 年 5 月 15 日の記者会見で、カンボジアの平和維持活動中に殺害された中田さんや高田警視について例示し、突然武装集団に襲われても自衛隊が救えないのが現実である旨を述べているが、国際平和協力法が改正されて、駆け付け警護業務が追加されても彼らを救うことはできなかったのではないかと。
- ・「我が国と密接な関係にある他国」とはどういう国を指すのか、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・存立危機事態の要件として、武力攻撃を受ける他国は必ずしも我が国と密接な関係にある必要はないと考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

丸山 穂高君（維新）

- ・いわゆるグレーゾーン事態への対応については、運用の改善ではなく、領域警備法を整備すべきと考えるが、政

府の見解を伺いたい。

- ・ホルムズ海峡での機雷掃海が他国での集団的自衛権行使の唯一の例外である理由及び条件が合致した場合、マラッカ海峡もその対象となる可能性があるかと、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・平和安全法制の整備に伴い自衛隊のリスクが増大することを示した上で、安全対策をきちんと行い説明を十分に尽くすべきと考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

青柳 陽一郎君（維新）

- ・新ガイドラインには、平和安全法制関連法案の成立を前提とした内容が一部含まれていることから、関連法案が成立しなかった場合、米国との関係は再び壊れるおそれがあるかと考えるが、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。
- ・政府は、安全保障法制の整備を行う背景の一つに国際テロの脅威を挙げているが、今回の法改正でその脅威にどのように対応できるようになるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・平和安全法制関連法案には、在外邦人等の救出・警護を目的とする自衛隊法等の改正が含まれているが、法整備後は北朝鮮による拉致被害者の救出活動を行うことが可能になるのか、安倍内閣総理大臣に伺いたい。

穀田 恵二君（共産）

- ・航空自衛隊が任務遂行の際の行動指針をまとめた「基本ドクトリン」を策定するに当たり、将来の憲法改正や解釈変更を想定するなど、既存の法的枠組みを逸脱した研究を独自に進めていたことは問題であるかと考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・長距離爆撃機の保有は憲法違反であるとした従来の政府見解に鑑みれば、敵基地攻撃能力を有する F-35 戦闘機の保有は憲法上許されないと考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・特定公共施設利用法の改正において、利用調整の対象となる米軍以外の外国軍隊とは、いかなる国の軍隊を指すのか、また、その判断基準について中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。